

事業名	コード	名称	区分	コード	名称	
229		社会福祉一般事務経費	会計	01	一般会計	
			款	03	民生費	
			項	01	社会福祉費	
基本 施策	03	高齢者などを地域や集落で支える環境をつくる	目	01	社会福祉総務費	
			細目	183	社会福祉一般事務経費	
			細々目	01	社会福祉一般事務経費	
行革大綱の重点事項番号						
担当部課名	コード	130100	担当者氏名	南出 ゆう子	連絡先	22 - 9650
	名称	健康福祉部厚生保護課				(内線) 2611

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	市民	※対象件数
成果(どうする)	犯罪予防活動の推進や更正保護思想の普及活動を行い、犯罪のない暮らしやすい社会づくり	
根拠法令・要綱等	保護司法	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	保護司会に犯罪予防活動調査事業を委託し、保護観察官定期駐在日の相談や調査研究の実施、犯罪の予防と犯罪者の自立更生の事業を展開した。	
社会情勢の 変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1	建設用地	
2	建設面積 (延床面積)	
3	規模・構造	
4	総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1	運営主体 (委託先)	[ ]
2	配置人員	人
3	年間運営費	千円
4	市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
	保護司の研修会への参加率	%	目標 80.0	目標 80.0	80.0	80.0
			実績 80.0	実績 80.0		
	犯罪予防活動調査の実施	件	目標 27	目標 27	27	27
			実績 26	実績 20		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
	犯罪予防活動調査実施件数等		件	目標 27	目標 27	27	27
				実績 26	実績 20		
				目標	目標		
				実績	実績		

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計 (A)	1,673	1,438	1,368	1,368				
Aの財源内訳								
国庫支出金								
県支出金	186	336	278	278				
地方債								
その他								
一般財源	1,487	1,102	1,090	1,090				
事業投入人件費 (B)	0.5人 3,600	0.5人 3,600	0.5人 3,600	0.5人 3,600				
フルコスト (A)+(B)	5,273	5,038	4,968	4,968				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】  財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	○
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	
昨年度の取組状況	【状況】 【詳細】

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	加藤 敦
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 再犯防止、更正保護の啓発・調査研究、街頭補導活動等を実施し、伊賀市の社会を明るくする運動と連携し、住みよい街づくりの推進のために継続した活動が今後も必要である。
現時点における課題、その他	特になし。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	特になし。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	283 障がい者福祉計画推進事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本施策	03 高齢者などを地域や集落で支える環境をつくる	細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	03	障がい者福祉計画推進事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	中出 光美 22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	障がいのある人や子ども、家族、支援者等	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人や子どもが、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせることができる。	
根拠法令・要綱等	障害者基本法、障害者自立支援法、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例	
開始年度	平成 18 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	障がい者福祉計画策定事業
H23 事業内容	平成20年3月に策定した「第1次伊賀市障がい者福祉計画」並びに平成21年3月に策定した「第2期伊賀市障がい福祉計画」を推進するため、伊賀市障がい者地域自立支援協議会において障がい福祉に係る基本施策等を協議するとともに、分野ごとに現場で支援に携わっている関係機関の方々などが協議する場として、定例会議や4つの専門部会(就労・療育・精神保健・相談)を開催し、施策推進のための協議を行なった。また、各専門部会で当事者と市民の交流会等を開催するなど障がいに対する理解を深める啓発を行った。 【開催回数等】 地域自立支援協議会2回(6/2、2/17)、定例会議4回(5/31、7/13、10/5、1/10)、専門部会(精神保健12回、就労12回、療育9回、相談6回)、地域フォーラム(3/16参加者100名)、クリスマス交流会(12/8参加者128名)	
社会情勢の変化等	平成23年度に「第2次伊賀市障がい者福祉計画(H24～H26年度)」及び「第3期伊賀市障がい福祉計画(H24～H26年度)」を策定した。また、現在の「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行される。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体(委託先)	[ ]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
自立支援協議会開催数	回	回	目標	3	目標	2
			実績	2	実績	2
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
事業の進捗率	事業の進捗率	70%以上達成され事業の割合	%	目標	90.0	目標	95.0
				実績	90.5	実績	—
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	723	243		479		702		
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源	723	243		479		702		
事業投入人件費(B)	1.0人	7,200	1.0人	7,200	1.0人	7,200	1.0人	
フルコスト(A)+(B)	7,923	7,443		7,679		7,902		

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 ○ 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】  財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障がい者福祉計画や障がい福祉計画の策定は、障害者基本法や障害者自立支援法に基づき市町村に策定が義務付けられている。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 ○ 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を <b>100%</b> 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 <b>無</b> 【予算の繰越がある場合、繰越の種類】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	平成22年度には市職員を対象とした精神障がいの理解を深めるための研修会を行なったが、今後は市民に対する啓発活動も積極的に行っていく。そのためにまず平成23年度は地域の支援者である民生委員の方々に障がいに対する理解を深めてもらうための研修会を開催する。
昨年度の取組状況	【状況】 <b>計画のとおり進んでいる</b> 【詳細】 地域の支援者である民生委員の方々に障がいに対する理解を深めてもらうため、平成24年3月に民生委員と精神に障がいのある人が参加する地域フォーラムを開催し、グループ討議などを通しお互いの理解を深めるための交流を行った。(参加者100名)

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 <b>現状維持</b> 【理由】 「第2次伊賀市障がい者福祉計画」及び「第3期伊賀市障がい福祉計画」を推進するために、伊賀市障がい者地域自立支援協議会において計画の進捗状況の確認及び評価を行うとともに、現場で実際の支援に携わっている関係機関の方々計画推進のための具体的な施策を協議する場として、定例会議や4つの専門部会を開催し協議を行う必要がある。
現時点における課題、その他	自立支援協議会の各専門部会で「伊賀市障がい者福祉計画」に沿った施策等についての協議を行っているが、市民の障がいに対する理解はまだ十分とはいえないため、今後、障がいの就労や地域移行をさらに推進していくためには、市民への啓発が重要となってくる。このため、各専門部会ごとに講演会や研修会の開催し、積極的に市民に啓発していく必要がある。また、平成25年4月には現在の障害者自立支援法が障害者総合福祉法に改正されるため、今後の障がい福祉施策を協議するうえでは国の動向に注意し、必要に応じて施策の見直しを行なう必要がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	今年度中に各専門部会において、市民等を対象にした啓発活動を行う。